

令和 8 年度

PBC2610 汚水人孔蓋交換工事（西部地区）

特記仕様書

佐倉市上下水道部下水道課

第1章 総 則

第1条 適 用

- 1 この特記仕様書は、本工事に関し、受注者が守らなければならない事項を、特に定めたものである。
- 2 この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（最新版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 3 この工事の施工に当たっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
ただし、週休二日及び工事完成図書納品の電子納品項目については、適用しないものとする。

第2条 優先順位

- 1 本工事における仕様書の優先順位は特記仕様書を優先し、次いで共通仕様書とする。
- 2 本特記仕様書、共通仕様書等及び契約図書に疑義がある場合、若しくは重複等がある場合は監督職員の指示を優先する。

第3条 施工管理

- 1 本工事の施工管理は、千葉県県土整備部が定める千葉県土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。
- 2 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載する写真管理基準による。

第4条 現場代理人及び主任技術者等

- 1 受注者は、契約締結後、すみやかに現場代理人、並びに主任技術者を定め、届出をすること。
- 2 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
- 3 受注者は、適正な作業の進歩を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

第5条 段階確認

受注者は、施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

第6条 工事中の安全確保

- 1 工事の施工に当たっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2 工事期間中に配置する交通誘導員は、交替要員を含んだ1箇所3人/日（交差点部4人/日）とし、必要日数を乗じて算出するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3 工事の施工に際し、地下埋設物件の管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。

- 4 万一、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
- 5 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 6 工事工区内外の安全管理については、作業中はもちろん作業休止日においても、第三者(周辺住民等)による立ち入り事故が起こることがないように、十分現場を把握し管理すること。なお、事故等が発生した場合には監督職員に報告し、受注者の責任において処理すること。
- 7 工事実施期間中は、誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等に配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

第7条 工事現場管理

受注者は、工事の施工に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

- 1 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行う又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。また、第三者に被害のないように受注者の責任において十分安全管理をすること。
- 6 天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。また、天災の情報等が発令された場合は、ただちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。
- 7 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第8条 工事用資機材等の保管

本工事に用いる工事用資機材については、その保管場所を定め監督職員に報告するとともに、適正な管理をしなければならない。

第9条 建設機械の使用

本工事の施工にあたり使用する建設機械は、国土交通省の「建設機械に関する技術指針」に定める建設機械を使用するものとする。

第10条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書において、下記の項目を含む安全管理計画を作成しなければならない。また、その内容について作業員への周知徹底を図らなければならない。

- (1) 現場特性の事前把握
- (2) 工事等の中止基準・再開基準の設定
- (3) 迅速に退避するための対応
- (4) 日々の安全管理の徹底

第 1 1 条 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を報告するものとする。

第 1 2 条 環境対策

- 1 本工事で使用する建設機械は、低騒音、低振動建設機械に認定された機種によるものとし、関係機関に届出するとともに届出書の写しを提出するものとする。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 舗装版掘削作業においては、騒音防止を施した機械を用いるものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。

第 1 3 条 工 期

工期には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び作業期間内の土曜日を含むものとする。

第 1 4 条 工事支障物件

占用物件等の費用負担

本工事に関連する占用物件の撤去、移設、防護及び復旧工事については、各占用物の管理者（企業）が処理するものとする。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第2章 材 料

第15条 海外建設資材

J I S規格が定まっている建設資材のうち、海外においてJ I S認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、一般財団法人土木研究センターまたは一般財団法人建材試験センターが発行する海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。

ただし、J I S認定製品として生産・納入されていない建設資材については、必ずしも海外建設資材品質審査証明書を必要としないものとする。

第16条 材料の確認

- 1 使用する下水道用鉄蓋は、佐倉市上下水道事業管理者により承認を受けた製造業者の鉄蓋とする。
- 2 材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

第17条 J I S製品記号

設計図書中のJ I S製品記号は、J I Sの国際単位系（S I）移行（以下、「新J I S」という。）に伴い、すべて新J I Sの製品記号としているが、旧J I Sに対応した材料を使用する場合は、旧J I S製品記号に読みかえて使用出来るものとする。

第18条 砂利、碎石、砂等

上層路盤には粒度調整碎石（粒径0～30修正CBR80以上）を使用する。

第3章 一般施工

第19条 マンホール蓋取替工

- 1 撤去を行う範囲を確認し、残置部分を破損しないよう注意して施工すること。
- 2 既存のインサートナット部分を傷つけないよう施工すること。
- 3 受枠とマンホールがボルトで連結されている場合は、緊結の解消を行った後に撤去すること。
- 4 鉄蓋の高さ調整に用いるモルタルは、無収縮超早強モルタルとする。
- 5 調整コンクリートブロックにクラックなど欠陥・損傷等が見受けられる場合やマンホール蓋と周辺舗装の高さに調整が必要な場合は、監督職員と協議し取り替え等の処置を検討すること。
- 6 設置上面はがたつきなど起こさぬよう整生すること。
- 7 各マンホール蓋の高さについては、マンホール蓋天端と既設舗装面との段差が生じないように、出来形管理を行うこと。

第20条 構造物の撤去

- 1 アスコン塊、コンクリート塊、建設汚泥、路盤材の搬出については、建設廃棄物処理に関する各種法令等に準拠し実施するものとする。
- 2 搬出に先立ち、受け入れ条件について処理場に確認しなければならない。
- 3 受け入れ場所等の位置図及び許可書等の写しを、監督職員に提出すること。
- 4 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、前項により難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

第21条 施工計画

標準的な1日当たりの施工工程を施工計画に記載するものとする。

第4章 建設副産物対策

第22条 共通事項

- 1 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス 登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」並びに「コブリス・プラス 登録済確認書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員へ1部提出すること。

- 3 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のE票を監督職員へ提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

第23条 建設リサイクル法

- 1 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

(1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に関する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は「コブリス・プラス」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

2 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

(1) 法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。

(2) 書面の提出は、契約に先立って行う事とする。

3 書面は施工計画書に添付するものとする。

第24条 環境対策

受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。

工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

第25条 建設廃棄物

本工事により発生するアスコン塊・コンクリート塊・路盤廃材は佐倉市太田地先、片道運搬距離7.8kmの中間処理場に運搬し処理するものとする。

なお、運搬に先立ち、受入条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第26条 舗装切断の排水

1 舗装切断時に発生する排水を回収し、八千代市上高野地先、片道運搬距離5.3kmの中間処理場に運搬し、産業廃棄物として処理すること。

2 当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施すること。

第5章 安全管理

第27条 一般事項

- 1 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- 2 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- 3 事故防止を図るため、安全管理については、作業計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

第28条 安全教育

- 1 受注者は、作業に従事するものに対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- 2 受注者は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

第29条 労働災害防止

- 1 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- 2 マンホール、管渠などに入出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- 3 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- 4 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。
- 5 受注者は、この作業に従事させる作業員に必ず長靴、ゴム手袋等を使用させ、定期的に健康診断を受けさせ、作業員の衛生管理に努めなければならない。

第30条 公衆災害防止

- 1 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- 2 作業現場には、作業名称を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- 3 作業区域内には交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- 4 作業に伴う交通処理及び保安対策は、特記仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- 5 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出すること。

第31条 その他

- 1 受注者は、作業にあたって、下水道施設またはガス管の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- 2 万一、事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、ただちに監督職員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- 3 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに監督職員に届け出ること。

第6章 付 則

第32条 用地境界

本工事における境界杭の位置は、工事着工前に確認しておくこと。工事施工にあたっては境界を侵すことなく、工事完了後は速やかに境界を確認すること。

第33条 CORINS への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

第34条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第35条 その他

特記仕様書に記載されていない事項については、監督職員と必ず協議し施工すること。

第 7 章 施工条件の明示

第 3 6 条 施工条件の明示

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1. 月間工程を作成し、監督職員に提出すると共に、工程管理に留意すること。
用地関係	なし
公害対策関係	1. 使用重機は低騒音・低振動・排出ガス対策型とする。 2. 使用していない工事車輛のエンジンを停止する等、騒音対策に留意すること。 3. その他特記仕様書によること。
安全対策関係	1. 本工事における交通誘導員は警察等第三者との協議の結果又は条件変更等に伴い、変更の必要性が生じた場合は別途協議する。 2. 工事は昼間工事（9：00～17：00）とする。 3. 交通規制は、車両通行止め及び車両片側交互通行とする。 4. 工事中は歩行者用通路を確保し、安全には十分留意すること。 5. 段差が生じるところは、摺り付けを行う等安全対策に十分留意すること。 6. 作業時間帯以外であっても、異常気象時にはパトロールを実施し、異常があった場合は直ちに復旧すること。 7. 道路使用許可条件を厳守すること。 8. 工事許可区域外の重機自走は禁ずる。 9. 掘削深が1.5m未満であっても、現場状況に留意し、必要に応じて山留を設置すること。 10. その他特記仕様書によること。
工事用道路関係	なし
仮設備関係	1. 資材置場を借地する場合は、受注者の責任において借地すること。また、近隣住民への対応及び保安対策に充分留意すること。
残土・産業廃棄物関係	1. 特記仕様書によること。
工事支障物件等	なし
排水工関係	なし
薬液注入関係	なし
その他	1. 現場代理人の常駐については、建設工事請負約款によること。 2. 舗装復旧範囲及び舗装構成については、監督職員へ事前に確認すること。

様式－1

建設副産物処理承認申請書

年 月 日

工事名
工事場所

工期
処理期間

年 月 日～ 年 月 日
年 月 日～ 年 月 日

受注者名
現場代理人名

住 所
電話番号

建設副産物	建設発生土(m ³)	路盤廃材(m ³)	アスファルト・コンクリート塊(トン)	コンクリート塊(トン)	建設汚泥(トン)	
処理場所						
所在地 電話番号						
地目		—	—	—		
面積＊高さ	m ² ＊ m	—	—	—		
処理業の許可番号	—					
許可期限	—					
農地転用等 許可番号		—	—	—		
処理数量						
処理費用(円)						
運搬距離(km)						
運搬業者 下請業者名 同電話番号 収集運搬許可番号	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	

- (注)
1. 処理される建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
 2. 工事現場と処理地の関係がわかる図面を添付のこと。(A4)
 3. 「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
 4. 処理費とは、運搬費を含まない単位あたり処理費とする。
 5. この申請書は1部提出すること。

様式－2

建設副産物処理調書

年 月 日

工事名
工事場所

工期
処理期間

年 月 日～ 年 月 日
年 月 日～ 年 月 日

受注者名
現場代理人名

住 所
電話番号

建設副産物	建設発生土(m ³)		路盤廃材(m ³)		アスファルト・コンクリート塊(トン)		コンクリート塊(トン)		建設汚泥(トン)			
処理場所												
運搬距離	km		km		km		km		km		km	
年 月	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計
合計												

- (注) 1. 処理された建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
2. この調書は1部提出すること。

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 称	PBC2610汚水人孔蓋交換工事（西部地区）		
工 事 場 所	佐倉市南臼井台地先		
工 事 数 量	マンホール蓋取替工		
	N = 4 8 箇所		